

(様式2)

令和4年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：伊予市スポーツ協会]

[記載日：令和4年12月8日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	-
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 伊予市スポーツ協会会則を備え、会則を遵守し、適正に活動を行っている。また、伊予市スポーツ協会の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) イベントを開催する施設の利用規約等、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例・規則等を遵守し、事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会則に定める役員を整え、理事会や総会において、収支決算報告や事業報告及び次年度の収支予算・事業計画を審議し決定している。 また、監事2名による監査を通じて適切な団体運営に努めている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会則に、本協会の目的・目的達成に向けての事業内容を定め、活動計画について理事会および総会開催時に資料を配布・公表しているが、現状目指すべき方針・方向性は未策定である。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないが、役職員個人に案内があったものについては個別に参加している。今後は、理事会等においてチラシを配布するなど、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修等への周知を行い、参加を促す。</p>	
(2) 指導者, 競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、指導者および競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないが、指導者・競技者等に個人に案内があったものについては、個別に参加している。今後は、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を促す。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>伊予市スポーツ協会会則第 20 条～24 条に基づき、適切に会計処理を行っている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「伊予市スポーツ関係団体活動補助金交付要綱」の規定に沿って適切に処理している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 監事2名による、年1回の監査を実施している。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 伊予市スポーツ協会に関する会則・事業計画書・事業報告書・収支予算書・収支決算書を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。 また、総会において事業報告書および収支予算書等を報告するとともに、(公財)愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 上記資料について、総会や理事会において情報を開示している。今後は、本協会のホームページ開設を検討するなど、積極的な情報開示に努めたい。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則1～13について	-
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 今後、本協会において、NF 向けのガバナンスコードの確保が必要と判断される場合は、自己説明と公表を実施する。	